

6-3
96

国立学校設置法の一部を改正する法律案の概要説明

一、国立大学に包括された旧制諸学校の廃止（オ三條の改正）

国立大学に包括された旧制の諸学校のうち三年制のもの及び前橋医専外六つの医専は、大学移行に伴い、昭和二十五年年度限り職員及び生徒の定員がなくなるので、これらをオ三條の表から削除した。その内訳は、次の通りである。

- 1 専門学校
 - （農専 四（水産専を含む） 工専 二七（土木専門部を含む）
 - （医専 一三（商学専門部を含む） 医専 六（附属医専一を含む）
 - （薬専 六（附属薬専四を含む） その他 五（外事ニ編入三）
- 2 高等学校（東京高等学校） 一校
- 3 大学予科（東京医科歯科大学予科） 一校
- 4 師範学校 五五校
- 5 青年師範学校 四六校
- 6 その他（無線電信講習所） 一校

備考 昭和二十六年年度以後なお残るものは次の通りである。

計 一六五校

- 1 大学（三月制のもの、昭和二十八年三月まで、四年制のものは同二十九年三月まで存続する。東京工業大学附属高等工業教員養成所を含む） 二四校
- 2 四年以上の修業年限の専門学校 二一校
 - 水産専一、農専九（獣医専攻科設置に伴うもの八、農教二）
 - 附属医専八（東京、京都、東北、九州、新潟、岡山、千葉、金沢）
 - 美術一、音楽一、体育一

3 高等師範学校（女高師を含む） 七校

4 その他 四校

計 五五校

二、国立大学又はその学部の新設、名称変更等（オ三條の改正）

1 大学の新設

東京医科歯科大学（昭和二十六年年度から新制となるのでオ三條の表に加えた。）

2 学部の名称変更、新設等

大学の名称	学部等の旧名称	学部の新名称	備考
千葉大学	工学部	工学部	名称変更
一橋大学	法学社会学部	法学部	分離
静岡大学	農学専攻科	農学部	公立学校の国立移管
名古屋大学	農学専攻科	農学部	新設
大阪大学	歯学部	歯学部	新設
愛媛大学	工学部製菓工業科	製学部	学部の充実に伴う分離独立

天野 335

七 国立の各種学校に関する規定の削除（オ三條の改正、オ四章の削除）

国立首級教育学校及び国立五五、教育学校は、昭和二十六年度から東京教育大学の教育学部にて学科として入ることになり、学科となし得ない部分は、理療、音楽、美術の三科から成る特殊教育教員養成施設とするので、この三つの学校に関する規定を削除した。

八 国立学校に置かれる職員の変更の改正（別表オ一の改正）

分	二十五年年度職員		二十六年年度		備考
	定	増減	定	増減	
国立大学	六一、八五八		六一、二六八	三三八	国立学校合併、医学部学年進行等による増員と、定員異法、二十六年年度予算繰上による減員とを差引したものの
国立高等学校	一六一		四一四	二五三	商船高等学校移管による分
計	六二、〇一九		六二、六八〇	五八一	

九 関係條文の整理等（オ七條の削除、附則の整理等）

一 本法施行期日 昭和二十六年四月一日（附則オ一項）

二 本法施行に伴う職員の措置（附則オ二項）

オ三條の改正規定により廃止される旧制諸学校の職員については、別に命令を発せられないときは、昭和二十六年三月三十一日限りその身分を失う旨の規定を設けた。その趣旨は、次の通りである。

国家公務員法は、官制改廃の場合であつても、廃止された官庁の職員は、当然にはその身分を失ふこととはなく、その身分を失はせむためには、任命権者の罷免行為が必要であるとの一般原則を立て（オ七八條オ四号）ていだが、官制改廃の種々な場合になつたこの詳細な規定を欠いてゐる。今、官制改廃の種々な場合についてその実体を考へてみると、官庁が廃止される場合には、全然廃止してしまう場合、旧官庁は廃止され新官庁が同一性をもち新官庁が同一性のない場合、旧官庁は廃止されるが新官庁が同一性をもち新たにできる場合等がある。公務員法の一一般原則によれば、これらいずれの場合にも、罷免行為又は任命行為が必要であるが、事務簡捷及び事務上の誤を防止する見地から個々の罷免行為又は任命行為に代えて、当該官庁設置に関する法令をもつて、官庁が同一性をもち新官庁に移行するときはその職員の身分も同一性をもち当然移行する旨を、同一性をもち移行しないときはその職員も当然失職する旨を規定することは当然の事理であると考えられ、又、慣例として行われているところである。今回の措置もこの例にならつたのである。

三 その他関係條文の整理

その他今回の改正に伴い、あるいは時日の経過により不再となつた附則の整理等を行った。